

一 哲 学 会 報

一橋大学哲学・社会思想学会会報 No. 25
(「研究会便り」より通算第53号)

発行者 一橋大学哲学・社会思想学会
発行所 一橋大学哲学・社会思想学会事務局 tel./fax 042-580-8644
〒186-8601 国立市 中2-1 一橋大学社会思想共同研究室内
Email: phil6h.kaorun@r.hit-u.ac.jp

URL : http://www.soc.hit-u.ac.jp/~soc_thought/index.htm

第21回一橋大学哲学・社会思想学会

(研究会より通算第51回)

【日 時】 2017年6月3日(土) 12:00 開場

【場 所】 第3研究館 研究会議室

【個人研究発表】

12:40~13:40 大和 慶之氏(社会学研究科)
ヘーゲル『精神現象学』「B.自己意識」章における
奴の自己意識の陶冶 司会 大河内 泰樹氏

【総会】

13:40~14:10 第11回総会 2016年度活動報告他

【シンポジウム】

14:30~17:30 今日における自然美から芸術美への連続性
問題提起 府川 純一郎氏(社会学研究科)
パネリスト 阿部 美由起氏(東京工芸大学)
伊東 多佳子氏(富山大学)
東口 豊氏(九州大学)
司会 平山 敬二氏(東京工芸大学)

【目次】

| | | |
|---------------------------|-------------------------|------|
| 個人研究発表 | レジュメ (大和 慶之) | 2 頁 |
| シンポジウム | 趣旨書 | 3 頁 |
| シンポジウム | レジュメ (阿部 美由起) | 6 頁 |
| シンポジウム | レジュメ (伊東 多佳子) | 7 頁 |
| 前大会の発表 | 報告 (王 燕敏) | 8 頁 |
| 前大会の発表 | 報告 (府川 純一郎) | 9 頁 |
| 前大会の発表 | 報告 (岩田 健祐) | 10 頁 |
| 前大会の発表 | 報告 (真田 美沙) | 12 頁 |
| 前大会の発表 | 報告 (太田 浩之) | 13 頁 |
| 総会議案書 | | 15 頁 |
| 一橋大学哲学・社会思想学会個人研究発表募集のご案内 | | 18 頁 |

※東口豊氏の発表要旨は諸事情により掲載しておりません。後日学会 HP に掲載いたします。

個人研究発表

ヘーゲル『精神現象学』「B. 自己意識」章における奴の自己意識の陶冶

大和 慶之 (社会学研究科修士課程)

この発表では、『精神現象学』「B. 自己意識」章の「主と奴」論を自己意識の陶冶論として自己意識と物の関係について考察する。その考察を通じて、「主と奴」における奴の自己意識の陶冶の成果とその不十分さ、そして主の自己意識の位置づけを明らかにする。

一般的に「主と奴」の解釈では、主と奴という二つの自己意識の関係、または二つの自己意識の立場の逆転が強調されてきた。だが、主と奴という二つの自己意識の関係をめぐる問題として「主と奴」を捉えてしまうと、「B. 自己意識」章の次に続く箇所である「ストア主義」との繋がりをうまく説明することができない。そこで、ここでは「主と奴」を奴の自己意識の陶冶の過程として捉えることで、この問題を解決しようと試みる。

この発表では、以下のような方法をとる。すなわち、「主と奴」を二つの自己意識の関係、そして主と奴の逆転の過程を述べた箇所として捉えることの問題点、すなわち「主と奴」が承認論としては不十分だということを示し、自己意識と物の関係から自己意識の陶冶の過程として、「主と奴」を再解釈する。

まず、ヘーゲルは「主と奴」の冒頭で本来あるべき承認の概要を提示している。それは平等な自己意識が互いの自立性を認め合うというものである。この相互承認を通じて初めて自己意識は真に自立的だということができる。だが、「主と奴」の本題ではそのような対等な自己意識は登場しない。登場するのは、一見自立的な主と、一見非自立的な奴という異なる二つの自己意識である。ヘーゲルはそれら二つの自己意識のうち主の自己意識が矛盾を抱えていることを明らかにする。というのも、主は物との関係を排し、奴から一方的に承認されることで自立的なのだが、実は主の自立性が物との関係においてしか、あるいは奴なしには成立しないということが明かされるのである。その後、主の自己意識は問題にされず、専ら奴の自己意識のみに焦点が当てられる。そしてこの奴が物との関係において自己を陶冶し、真の自立性を獲得するとしている。以上のことを踏まえて、「主と奴」を自己意識の关系到焦点を当てたものではなく、単に奴の自己意識の陶冶論としてみるのが適切だと主張する。

以上のヘーゲルの主張を踏まえ、この発表では主を、奴が自立性を獲得する過程の契機でしかないと捉える。確かに主は自己意識なのだが、主は自己意識と物というロジックを導き出すために登場するだけである。一方、奴の自己意識の陶冶については以下のように結論づける。確かに奴は自立性を獲得する。だが、その自立性は他の自己意識による承認によって獲得されたものではなく、物を通じてなされたに過ぎない。この点に奴の自己意識の陶冶の欠点がある。この奴の自己意識の陶冶の不十分さによって、自己意識は「ストア主義」という形態をとるのである。

シンポジウム 趣意書

自然美と芸術美の関係 —両者の今日的分断状況を見据えて問い直す—

自然美と芸術美は目下完全な分断状況にある。この現状認識には多くの人々が賛同を示すことだろう。古来より両者は確かに対立する概念として捉えられてはいた。だが同時に、19世紀の美学論争において「芸術の美的生産の原像としての自然から、自然の美的享受の

原像としての芸術¹」への反転が確認できるように、模倣を介した指示関係・媒介関係もまた、長らく保持され続けてきた。しかし周知の通り、ヘーゲルは自然美を精神の他在として美学本来の考察対象から除外することを提唱し、H・ブルーメンベルクは「自然の模倣」と題された論考において、現代芸術の理念が、模倣を含めた自然との連続性の完全な撤廃であることを指摘した。彼曰く、西洋における両者の関係を長らく規定していたのはアリストテレスによる古典的テーゼ、芸術=テクネーは「一方では（自然を）模倣する場合、他方では（自然を）完成する場合²」に成立する、であった。芸術とは現象している自然の模倣であるか、それを起点として自然のあるべき姿を推定し、それを完成させる行為の何れかとされる。その場合、芸術とその創造性は自然の目的論の一部として、自然に前もって組み込まれている。そしてこの自然による包摂関係の拒絶、「自然の束縛からの解放³」が現代芸術の要点であり、この解放によって芸術は、自然の中に目的としても原像としても存在していないものを、同じだけの「強度」を持ったものとして創造する行為となる。この「未知の大地 *terra incognita*⁴」において自然は芸術にとって創造可能性の源泉ではなく、事実性や限界の概念と等しくなり、むしろいかにそれを無力化し、乗り越え、隔たったものを提示できるかが、芸術作品の主たる自己確証となる。当然自然美も芸術美の源泉ではなく、むしろそれからどれだけ異質になり得るかが、その源泉となるのである。芸術美は自然美に分断を迫ってから久しいと思われる。

一方、自然美からの芸術美に対する分断通告は、自然美の復権とセットとなって示された。1960年代に深刻な環境破壊が認識され、環境保護の理論的基礎付けとして環境美学が成立し飛躍的な発展を遂げた。その際に有力な論者であるA・カールソンは、自然の美的享受を芸術鑑賞に基づいた姿勢で行うとする、古き「芸術モデル」を払拭する必要性を説いた。絵画を見るように、ピクチャレスクのないし形式主義的な芸術観に基づいて自然（景観）を鑑賞し評価する美学は、絵画的に美しくない自然環境保護の基礎付けにはなり得ないとされるからである。環境美学がその対案として提示する、環境への参与と没入を説く非認知的アプローチにおいては、距離をとり無関心に鑑賞することに概ね限定されている芸術美経験との峻別が念頭に置かれている。また科学認知的アプローチは、芸術の十全な美的享受には美術史的知識が必要であるという事実から、自然の美的享受における自然誌的・自然科学的知識の必要性を説いている。だがこの自然科学的知識に通暁した新しい鑑賞態度の提唱において主眼が置かれているのは、自然と芸術との美的関連性の指摘にではなく、やはり先の絵画的な鑑賞態度の拒絶にある。環境美学にとって「自然の美的享受の

¹ Martin Seel, *Eine Ästhetik der Natur*, Frankfurt am Main, 1996, S.173.

² Aristoteles, *Physik, II*, 8: 199a15-17.

³ Hans Blumenberg, >*Nachahmung der Natur*<. *Zur Vorgeschichte der Idee des schöpferischen Menschen*, in ders., *Ästhetische und metaphorologische Schriften*, Auswahl u. Nachwort v. Anselm Haverkamp, Frankfurt am Main, 2001, S.10.

⁴ Ebd., S.11.

原像としての芸術」をいかに払拭するかは焦眉の問題であり、その意味で芸術美との繋がりを可能な限り断とうとする傾向が内在しているのである。

このように概観してみると、自然美と芸術美の分断は、それぞれが自身に課した理論的要求に即して両者から生じ、それぞれの理念に積極的な役割を果たしている「良い」状況であるようにも見える。しかしこの分断状況は独自領域形成の必要性に駆られるあまり、二項対立を極端化・強調化し続けた結果でもあるのではないか。自然美と芸術美との間に確固とした境界を定め、両者を独立させるとともに疎外化してしまうことは、両者の媒介関係が生み出す生産的な側面に対して人々を盲目にするだけでなく、互いの理念を満たすための回路が、実は対立する領域に隠れているという思考可能性をも閉ざしてしまう。

本シンポジウムではそのような状況と問題意識を念頭に置き、両者の関係の再検討を三人の論者による三つのベクトルから試みる。そしてそのいずれもが目下の分裂状況を修正し、再構築する為の視点を提供してくれる。第一報告は自然美から芸術美への関係の再検討として、1960年代に、環境美学とは異なった文脈で自然美の復権を思考していたT・W・アドルノの美学に着目する。彼にとって自然の美的経験とは非分節的で瞬間的な「自然の言語⁵」の経験であり、その捉え難い言語は潜在的な芸術家たる人間に対して、自らを模倣し形を与えよと迫ってくる。アドルノの自然美論を長らく研究されてきた東口豊氏には、この（単なる自然や個々の自然美でもない）非同一的な「自然美そのもの⁶」を、芸術がいかに具現化し、純粋化しようとしてきたかを、アドルノの音楽作品解釈等を事例に明らかにして頂く。その際、自然の美的経験が今一度芸術の源泉としての地位を回復するが、その否定的で歴史性を含んだ模倣関係は古典的テーゼへの先祖返りでは到底ないことも示されるだろう。第二報告では自然美と芸術美の共通関係の検討として、伊東多佳子氏に両者の中間に位置する環境芸術の知見から、両者の鑑賞態度に境界を据えることの危険性と非妥当性を論じて頂く。50年に及ぶ環境芸術の総括的な報告からは、自然と人工物の境や区別自体が曖昧となっている現代の自然環境においては、むしろ自然美と芸術美の境界性を無効化させることが適切な方法であること、またそれを通じて自然と人間が共に危機に瀕した歴史的存在であることが美的に開示されていることも示される筈である。第三報告では芸術美から自然美への関係の検討として、現代ドイツ自然美学に詳しい阿部美由起氏に、M・ゼールが『自然美学』で述べた自然の想像的知覚形式について論じて頂く。既に述べたように、環境美学では自然の美的享受に絵画的な視点を導入することは環境保護の倫理的な要請を損なうという見解が主流である。だが本報告では、そうした態度がむしろ絵画的な見方の枠組みを常に超えていく自然の無限の多様性と移ろいや、様々な性格を知覚させる

⁵ T. W. Adorno, *Ästhetische Theorie*, in: ders., *Gesammelte Schriften*, Bd. 7, hrsg. v. Rolf Tiedemann, Frankfurt am Main, 1970, S.120.

⁶ Ebd., S.113.

役割を果たし、芸術制作においては画像 (Bild) が自然の、自然科学的認識等では不可視となるものを可視化させる媒体であることが明らかにされるだろう。またそうした読み解きから、ゼールの自然美学が古き良き自然のみならず、現代の自然環境を巡る状況に、美的にも倫理的にも対応していることも示される筈である。

文責 府川純一郎

シンポジウム発表

自然のメディアとしての芸術 ——マルティン・ゼールにおける自然と芸術の関係——

阿部 美由起 (東京工芸大学非常勤講師)

本発表では、マルティン・ゼールの『自然美学』(1991)における自然と芸術の関係について、歴史的時間軸における現代という観点から、ひとつの解釈を試みる。

芸術が先か自然が先かをめぐる論争は、美学の基本的命題として、伝統的に再現＝模倣理論のもとに問われ続けてきた。ゼールはこの伝統を顧みつつも、それとは異なる仕方現代における両者の関係を説明している。

倫理学へと接続するゼールの自然美学では、「善き生」に至る上で、自然美が卓越した範例であることが示される。その過程として、自然の美的知覚の形式についての詳細な分析がなされ、三つの形式が呈示される。第一が観照的知覚形式、第二が照応的知覚形式、第三が想像的知覚形式である。この中で「善き生」との関係においては、第二の知覚がもっとも直接的で「実存的に」対応しており、「隠れた根本概念かもしれない」とされる。

議論の途上においては、「それは自然でなくてもよい」という文言が繰り返されるが、この文言を鵜呑みにすることはできない。「それ」とは、「善き生」がうまくいくことである。そのためには、やはり「偶然性」や「遊戯」の見出される「自由な自然」は、他に類をみない、卓越した範例なのである。

自然美が「善き生」の手本であり、第一の観照的知覚形式を基盤として、すなわち人間の自然に対する一方的な知覚の態度を基盤として、人間と自然が「直接」照応し合う第二の知覚形式によって「善き生」が実現するのであれば、芸術はお役御免といえるかもしれない。しかし、芸術の、媒体＝メディアとしての機能を「想像の舞台」とする第三の想像的知覚形式に注目し、さらに歴史的時間軸において、現代が「メディア時代」であることを加えれば、芸術こそが現代の自然の美的知覚において効果的な役割を果たせるといえる。それを裏付けるように彼は、現代においては芸術画像の空間にこそ(自然科学的認識では見えなかった)「見えないものが見えるようにする」力があることを

指摘している。

以上、ゼールにおける倫理学と接続する自然美学の特徴として、

- ・自然が人間にとって模範であることを前提とすること
 - ・自然知覚における「メディア時代」という現代の特徴を採り入れていること
 - ・芸術は現代において自然への盲目性から我々を解放する有効なメディアであること
- という指摘を確認してみた。ここからは、改めてゼールの自然美学において、人間の「善き生」に至るためには自然も芸術も、独立して同等に優位であり、且つ相互が関係し合っていることが確認される。この関係性については、カントとの類縁性も指摘できるが、「自然の自明性の喪失」の時代にあつて、芸術はわれわれに自然を美的に経験させる効果的なメディアであることが確認されるのであり、“いま”の現実 に即して両者の関係を問い直したゼールの自然美学には意義を認めることができる。

シンポジウム発表

自然美と芸術美のあいだ—50年目の環境芸術からみた環境思想—

伊東 多佳子（富山大学）

古来、自然と芸術は対立概念として捉えられてきた。西洋哲学において、神の被造物である自然と人間の生み出した芸術（という人工物）という二項対立はきわめて強固なものであったし、この対立図式は美学においても保持され、伝統的に自然美と芸術美は分けて論じられてきた。18世紀終葉まで、神の絶対性の下に自然美は圧倒的な優位を誇っていたが、ヘーゲル美学によって芸術美にその地位を譲ることになる。以降、美学は、芸術学への名称変更が真剣に議論されるほどに、芸術をその中心的な主題とし、自然美は周縁に押しやられることになる。再び自然美について議論されるようになるには、1960年代後半の環境美学の登場を待たなければならない。

奇しくも同じ1960年代後半に、自然環境そのものを素材にした芸術がアメリカ合衆国で制作され始めた。ランド・アート、アースワークと呼ばれる環境芸術の始まりは、一般に1968年といわれることが多い。「世界を揺るがした」年といわれる1968年、ベトナム戦争に対する反戦運動や公民権運動を始めとして、あらゆる既存の価値に対する異議申し立てが生じ、アメリカのみならず世界中で社会の急激な変化が起きた。自然環境に関わる思索にとっても重要なこの年、アポロ8号による「地球の出」写真によって人類史上はじめて宇宙から地球を眺めることになる。美しい瑠璃色の惑星を外から見るという体験が、地球上の生命とその環境について考えるための新たな視座を与え、1962年に出版されたレイチェル・カーソンの『沈黙の春』に触発された環境保護意識

の高まりを加速させることになった。この「環境時代」の始まりに誕生した環境芸術は、人間と自然との関係、そしてその背景にある環境思想を直接反映することで、従来の自然と芸術という二項対立を無効にする企てとなる。一方でそれは自然と芸術の境界を曖昧にし、他方で、自然と人工物の区別が難しく、境界線が曖昧で両者の濃度の違いでしかないような複雑な現代の自然環境をはっきりと映し出すものとなり、環境芸術は、その登場から50年近くの時を経た現在、きわめて多様な表現に分岐し、拡張している。

本論では、自然美と芸術美の中間に位置する環境芸術を手がかりに、(自然としての)自然観照と(芸術としての)芸術観照の境界を定めることの危うさを明らかにしながら、自然と芸術(ないし人工)の二項対立の図式が無効化している現代の自然環境の問題について、自然の価値をめぐる環境思想の観点から論じる。

第20回学会発表のまとめ

ホネット承認論に対する批判と応答

王 燕敏 (社会学研究科博士後期課程)

アクセル・ホネットはヘーゲルの「承認」概念を定式化した上で、諸個人が相互承認に基づいてのみ、自己実現へ至ることができると主張している。ホネットによって構築されたこの新たな承認論は、多くの学者に注目され、議論されている。本発表では、そうしたホネットの承認論に対して、ナンシー・フレイザー、アルト・ライティネンとハイキ・イケハイモが行った批判、そしてそれらの批判に対するホネットの応答を検討することによって、ホネットがいかにして自身の承認論を再定式化したのかを明らかにしようとした。

そのため、報告者は、『再配分か承認?』の中でホネットがフレイザーに対して行った反論を読み解きながら、彼が『承認をめぐる闘争』に対して、修正した要素を検討した。まず、ホネットが、社会的な不正の根本な源泉を明らかにするために承認論的転回を行った上で、「再配分」を「承認」のうちに捉え、フレイザーの正義論を一元論であるとして批判していることを明らかにした。加えて、ホネットは、イケハイモ、ライティネン等との議論を通して、「承認」概念を反応行動として再解釈し、カントの尊重概念を用いながら、社会的な承認を道徳的な義務と結びつけることで、「主体が自律性を発展させていく条件」として考えていたことを示した。これは、社会的な「承認」が倫理的な意味を持つことを示唆するものである。さらに、以上の修正に加え、ホネットは承認の闘争を対象関係論、欲動理論と結びつけることによって、適切な承認の闘争の根拠を探っていたのであり、この点についても考察を行った。そして、最後に、彼がい

かにして自身の承認論を「人間学、社会理論、政治学との相互作用」によって生じた論理として捉え直し、それを規範理論として提示しようとしていたのかを明らかにした。

本発表に対して、まず、進歩思想と価値实在論に関する質問をいくつかいただいた。質問に対して、報告者は、ホネットが穏健な価値实在論を選んだ上で、価値实在論に進歩思想を植え付けることを簡単に述べたが、価値实在論について説明することができなかった。また、この点に関して、欧米の研究者たちの価値实在論と比較する提案をいただいた。こういった提案から他の価値实在論と比較するならば、ホネットが修正した承認論を解釈することについて、新たな可能性が出てくると考えられる。

次に、ホネットがフレイザーを複数主義ではないと批判したことを本発表では扱ったが、その点について、ホネット自身の立場などの不明確さについてご指摘をいただいた。また、フレイザーが『正義の秤』の中で改めて、正義を再配分、承認、代表という三つの次元に分けたことに対して、本報告内容がどのように対応できるかについて明確に答えることができなかった。

今後は、価値实在論を続いて考察し、フレイザーが改めて論じた正義論の検討も視野に入れて研究を進めることによって、以上で述べられた不十分な点を解決していきたいと思う。

第20回学会発表のまとめ

アドルノの自然美学の（ウン）アクトゥアリテート

「自然の言語」を中心に

府川 純一郎（社会学研究科博士後期課程）

本報告では、テオドーア・W・アドルノが『美学理論』自然美章において使用した「自然の言語」概念の検討を行い、この言語が、投影的位相と自然発話的位相の、二つの位相によって構成されていることを明らかにした。

考察の起点は、現代的自然美学の確立を標榜するマルティン・ゼールの批判である。自然美章でアドルノは、自然が意味を有して観察者に迫ってくる時、自然が観察者に語りかけてくる時、自然は美しくなると主張した。だがゼールは、その著者『自然美学』において、アドルノはこの言語経験を論じる際、自然の背後に言語を発する主体相似的なものを密かに想定しており、この理論にはそれによって反現代的な、「形而上学への逆行」を引き起こしていると、その現代性を否定したのである。

報告者は先行研究並びに自然美章の詳細な読解を通じ、この批判の妥当性を検証した。そこで確認されたのは、主要な研究者（その代表としてはヨーゼフ・フリュヒトル）が

この言語を、観察者の志向の自己還元によって説明、擁護したことである。『啓蒙の弁証法』が示した通り、人間は自然による支配という「神話的呪縛圏」から啓蒙と自然支配を通じて抜け出したが、対自然機構としての社会は個人への抑圧性を高め、遂には「第二の自然」という巨大な呪縛圏として現出した。そして無力化された第一の自然は、今や呪縛圏の外部であるかのように現れ、主体の非同一を求めるユートピア的関心が投影される舞台になる。先行研究ではこうした歴史的な前提を踏まえ、アドルノの自然の言語を、自然に無意識に投影した関心が投影者自身に逆照射したものであるとして、つまりは主体の秘められた言語として理解してきたのである。報告者はこうした投影的解釈に正当性を認めつつも、それらが自然美章の細部で示唆されている、もう一つの位相を十分に捉えきれないことを示した。アドルノは自然の言語は「人間の内部に属するもの全てを凌ぐ」と述べ、それが（無意識を含んだ）主体の自己還元以上のものであることを指摘している。報告者は、彼が鶴の声に美しさと同時に恐怖感を覚え、その原因をその声が歌声ではなく、拘束的な呪縛に従っているからだ、と記した一文を糸口に、彼が自然存在も、食ったり食われたりという神話的呪縛圏の中に本来的にあると理解していたこと、さらにはそうした自然存在もユートピア的関心を持ち、その不確かで瞬間的な表現が自然の言語を構成すると考えていたことを明らかにした。またこの自然を人間と同じ救済乃至宥和状態への移行を求めるものとして捉える自然観には、『ドイツ悲劇の根源』からの影響が見受けられ、彼の自然美論には、この神学観が世俗化されつつ、隠れた通奏低音として機能していると結論づけた。

自然発話的位相の存在を明確にしたことにより、本報告はゼールの「形而上学」という批判の妥当性を大筋において認めることになった。質疑において加藤泰史先生が御指摘されたように、今後の課題は、この妥当性を認めた上で、ゼールの自然美論を支持するのか、或いはアドルノの自然美論を擁護し、自然美学の今日的議論との生産的接続を探るのか、明確な方向性を打ち出すことにある。報告者は後者の可能性として、「自然主体」概念を戦略的に導入するゲルノート・ベーメの試みを念頭に、自然中心的美学に求めていることを示し、差し当たりの回答とさせて頂いた。またアドルノの内在的解釈の面では、二つの位相の弁証法的関係への認識をさらに深めることが課題となるだろう。

第20回学会発表まとめ

初期ヘーゲル哲学における啓蒙思想観の形成

岩田 健佑（社会学研究科修士課程）

本発表は、『精神現象学』執筆以前の G. W. F. ヘーゲルが、「啓蒙 Aufklärung」という語をどのような文脈で用いていたのかを考察することを目指すものであった。

1786年の日記において、ヘーゲルは学者を含む教養層による啓蒙思想と、民衆に浸透する啓蒙を区別し、その関係についての関心を示していた。この関係について積極的な考察が見られるようになるのは1793年前後に執筆されたと推察される断片である。この断片において、ヘーゲルは啓蒙が民衆を賢くすることについては認めるものの、行為の原因となることができないため、道徳的な機能を有していないと批判する。ヘーゲルは、この啓蒙に欠けたものを古代の共同体における愛と同一視して論じるが、それを近代においてどのようにして取り戻すかについては十分に論考を進めることができていない。

こうした啓蒙に対する評価に大きな転換が見られるのは、1802年に執筆された「哲学的批評一般の本質」である。この論文において、ヘーゲルは啓蒙思想を批判し、哲学的理念を大衆向けに分かりやすくしているものに過ぎないとする。そしてこうした思想が持つ難さされているのは、公衆の要求に忠実であるためであると断言し、啓蒙思想それ自体の価値を否定する。ここでヘーゲルは、啓蒙思想の理念を概ね肯定しつつ補完するという態度から、啓蒙思想とそれを受容する人々の関係を考察するという態度に移行していることが確認できる。こうした姿勢において、啓蒙思想はヘーゲルの主張する「哲学」と比較して一段低い思想として、貶められた上で捉えられている。

そして1807年の『精神現象学』において、啓蒙は「純粹透見」という意識の在り方が「信仰する意識」に対して批判を展開する過程を指す語として用いられている。

この過程を経ることによって、個々の啓蒙思想と等置される純粹透見は信仰する意識を迷信から解き放つことに差し当たり成功する。しかしヘーゲルは、この帰結を単に啓蒙思想の信仰に対する勝利とはみなさない。ヘーゲルによれば、そもそも近代における信仰する意識は現実的世界からの逃避として信仰を用いていたのであり、本来は自己意識を信じていながら自覚していなかったに過ぎない。そうした意識に対して啓蒙思想は自覚を促すという点から機能するが、しかし啓蒙思想自体の積極的な内容は決して正当なものではないのである。

ヘーゲルの啓蒙観を『精神現象学』まで順に確認することで、ヘーゲルが啓蒙思想を常に受容者である人々との関係から捉えていることが明らかとなった。この視点を導入することで、啓蒙思想は独立した思想という地位を剥奪され、社会や歴史全体に対する見通しの無さという点では受容者の意識と変わらないレベルにまで落とされてしまうことになる。

質疑応答では、そもそもヘーゲルが啓蒙という名で具体的にどのような思想を理解しているのか分からないというご指摘をいただいた。その場では十分な回答ができなかったが、ヘーゲルは『精神現象学』やさらに後期のテキストにおいて、理神論、唯物論、功利主義を啓蒙思想の代表的な思潮として捉えている。このうち特に功利主義を相対的に高く評価していること、そしてルソーを啓蒙の文脈では論じていないことなど、今日的な啓蒙の位置づけにとって興味深い点も多々あるが、本発表では立ち入ることができ

なかった。これらの点については、今後の課題とさせていただきたい。

第20回学会発表のまとめ

ヘーゲル哲学における導入と端緒について

真田 美沙（社会学研究科博士課程）

ヘーゲル哲学における学の端緒 *Anfang* の問題は、『大論理学』「学は何から始められなければならないか」で論じられている。この問題についての先行研究に、ヘンリッヒやフルダ、ルーカスのものがある。しかし近年刊行された新講義録において「予備概念」の箇所の変遷過程で「直接知」の立場の記述がより詳細になっていることや、ボンデッリによるラインホルトの端緒に関する研究の深まりを考えると、ヘーゲル哲学における学の端緒と、その背後にあるヤコービとラインホルトからの影響が明らかにされなければならない。

そこで発表原稿の第一節では、『大論理学』存在論における端緒の問題を概観した。ヘーゲルは学の端緒について述べる際に直接性と媒介の不可分さを指摘しており、しかし同時に学の端緒においては、「決意」を通じて、前提をもつ状態から無前提へと進むことが要求されているとする。

そこで第二節では、直接性と媒介の不可分さに関する議論が見られる、『エンチクロペディ』「思想の客観性に対する三つの態度」の第三の立場である「直接知」を確認した。ここは主にヤコービの直接知に関する批判が展開される箇所である。ヤコービは媒介の排除によって直接性を考えるが、ヘーゲルはそのような考えを退けて、直接性のうちにもすでに媒介があるとする。そして「直接知」に関する最後の節では、前提については学問の中では捨てられなければならないという点が、懐疑主義との連関の中で言及される。しかし、ヘーゲルが一概に反ヤコービの立場を貫いたわけではない。このことは、特にヘーゲルの「ヤコービ書評」（1817）におけるヤコービについての肯定的な評価と切り離すことができない。

第三節では、「直接知」におけるヤコービ批判を「ヤコービ書評」とのかかわりから考察し、そこでの「媒介の廃棄であるところの媒介」というヘーゲル独自の観点を取り出すことを試みた。これはヤコービの直接性の強調をそのまま壊さずに、しかも同時にヘーゲルの主張である直接性と媒介の不可分性という局面をも矛盾しない仕方で成立させていると言える。

最後に第四節ではヘーゲルが晩年に再評価することになるラインホルトによる哲学理解とそこでは十分に解決されなかった問題のヘーゲルにおける解決を見た。学の端緒の問題は、体系の問題にかかわり、さらには論理学そのものがどういうものかという点にもかかわる。ヘーゲルは『差異論文』のなかでラインホルトが「助走のための助走」

にかかづらっているとして批判しているのに対し、後の『大論理学』存在論第二版では、ラインホルトの「仮説的で、蓋然的な真理」から出発するという考えの根底のうちに、「哲学の端緒の思弁的本性に関する真の関心」を見出すことでその正当性を示している。このことは蓋然的な真理から出発するとしても、その先の本当の意味での真理へと近づく過程もまた踏まれなければならないということを意味すると考えられる。この過程とは「思惟規定の再建」というヘーゲルが論理学の課題とするものであり、それ自体が一つの媒介であると考えられる。

質疑応答

質問1：スピノザ主義とは当時の文脈でどのように理解されていたのか。そしてスピノザ再評価がなぜ起こったのか。

回答1：レッシングに端を発する論争で、ヤコービとメンデルスゾーンの間で主に展開された。ヤコービに関して言えば、再評価の背景には、トマス・リード（スコットランド常識学派）の影響があったのではないかと考えられる。

質問2：端緒とはどういう意味合いで使っているか。

回答2：端緒は *Anfang* の翻訳で、始元や始まりとも言い換えられる。

第20回学会発表のまとめ

アダム・スミス『道徳感情論』における自然概念

太田 浩之（社会学研究科博士課程）

本報告では、アダム・スミスの『道徳感情論』における自然神学的記述が、そこでの彼の理論とどのように関係しているのか、という点を主に考察した。以下では、まず、最初に報告内容に関して、次に質疑応答で行われたやり取りに関して簡潔に述べていく。

本報告が目的としたのは、スミスの道徳哲学理論と自然神学的記述の関係である。こうした問題設定が行われたのは、スミスの個人的信仰の立場に関する憶測などの曖昧な要素を可能な限り排除し、より厳密な議論を展開するためである。しかし、こうした議論の仕方はそこまで特徴的なわけではなく、先行研究においても同様な試みは見られる。だが、そうした研究において主に着目されてきたのは、「見えざる手」に関する議論であり、神学的枠組みと調和的世界観の関連であった。本報告では、そうした議論に比べ十分に注目されていないと思われたスミスの議論、すなわち、彼の人間の能力の行使を限界付ける議論と、自然神学的記述との密接な関連を示すことによって、彼の神学的枠組みが道徳哲学理論における否定的側面と関係していることを示すことが目指された。

こうした目的のもとで取り上げられたのは、スミスの二つの議論である。まず、第一

に、正義論における効用論である。そこでの議論を検討することによって、スミスが、全体の効用を図るという意味での理性ではなく、感情に道徳的判断の本源的基礎を見ていることを明らかにした。そして、ここでの議論が、不完全な存在としての人間によって行使される理性と、完全な存在としての神が人間に与えた感情という対比を表明する神学的記述によって、強調されていることが述べられた。こうして理解された、全体の効用を計画する理性に対するスミスの否定的見解は、本報告で扱われた二つ目の議論である、体系の精神に関する議論を考察することによってさらに傍証された。しかし、体系の精神に関する議論は、もう一つ別の重要な論点を含んでいると考えられたのであり、それは、普遍的仁愛という、我々の道徳的能力の行使に基づいて行われる行為についてさえもスミスが否定的見解を持っていたということである。ここでも、このスミスの否定的見解は、彼の神学的記述、特に人間の不完全性を表現する記述によって強調されていることが述べられた。以上、二つの議論の検討を通して、スミスの自然神学的記述が、効用を計画する理性と普遍的仁愛に対するスミスの批判的見解に密接に関係付けられていることが示された。

以上の報告に対して、多くの貴重なご指摘、ご意見をいただいた。まずは、本報告の問題設定に関わるものであり、それは啓示宗教、自然宗教、理神論の関係である。さらに、他にも正義論の感情論的基礎付けや、ハイエクの議論を念頭に置いた質問などをいただいた。加えて、報告者自身も不十分さを自覚しているところではあったが、そうした神学的記述が受け入れられることによって、例えばヒュームなどの議論との相違がどのように生み出されているのか、という点に関するご指摘もいただいた。これは、本報告が、スミスの議論の否定的側面のみに着目をしたために生じた疑問だと思われるが、同時に、それが「見えざる手」に代表されるスミスの構想した世界観と十分に接続されていないことを指摘するものだとして理解した。以上のご質問には十分にお答えすることが出来なかったが、今後の研究を進める上で有益なご指摘をいただいたと思うので、それらに十分に応答が出来るように研究を進めていきたいと思う。

一橋大学哲学・社会思想学会第11回総会議案書

2017年6月3日

(1) 2016年度の活動報告(前回総会以降) *敬称略

① 研究大会の開催

第19回大会(通算49回) 2016年6月4日(土)、研究会議室 参加者 89名

【個人研究発表】(午前)

10:40—12:10 徳地 真弥「ティートゥス・シュタールの内在的な規範を
ともなった社会实践の構想」 司会 久保 哲司

【総会】

13:20—13:50 議案了承 議長 大河内 泰樹

【個人研究発表】(午後)

14:00—15:00 上田 尚徳「ヘーゲル『精神現象学』における物への問い」
司会 岩佐 茂

【講演会】

15:10—18:10 シンポジウム 「哲学研究の比較—方法・評価・教育の観点から」
秋葉 剛史(千葉大学)
馬場 智一(長野県短期大学)
千葉 雅也(立命館大学)

司会 井頭 昌彦

【懇親会】はたごや 会費実費

第20回大会(通算50回) 2016年11月26日(土)、研究会議室 参加者 17名

【個人研究発表】

10:30—12:00 王 燕敏「ホネット承認論に対する批判と応答」
司会 加藤 泰史

13:10—14:10 府川 純一郎「アドルノの自然美学の(ウン)アクチュアリテート」
司会 久保 哲司

14:10—15:10 岩田 健佑「初期ヘーゲル哲学における啓蒙思想の形成」
司会 森村 敏己

15:30—16:30 真田 美沙「ヘーゲル哲学における導入と端緒について」
司会 干場 薫

16:30—17:30 太田 浩之「アダム・スミス『道徳感情論』における自然神学」
司会 森村 敏己

【懇親会】はたごや 会費実費

② 学会発表者の募集（年2回）

- 1、2016年5月11日に2016年冬大会の募集（6月10日～7月10日）。
- 2、2016年11月11日に2017年夏大会の募集（1月10日～1月31日）。
2017年夏大会の応募者数が少なかったため、締め切りを2月8日まで延期した。
上記いずれも応募者はすべて採択された。

③ 「一哲学会報」の発行

【第23号】（2016年9月23日発行）

シンポジウムのまとめ（秋葉、馬場、千葉）／個人研究発表のまとめ1本（上田）／
総会報告／大学院各ゼミ生の研究テーマ

【第24号】（2016年11月15日発行）

第20回冬大会開催案内／個人研究発表の要旨5本／個人研究発表の募集

【第25号】（2017年5月〇日発行）

第21回夏大会開催案内・第11回総会案内／個人研究発表の要旨2本／前回個人研
究発表のまとめ5本／シンポジウム要旨／総会議案書／第22回冬大会の個人研究発
表の募集。

④ 総会・幹事会

| | | |
|--------|---------------|-----------|
| 第10回総会 | 2016年6月4日（土） | 議長 大河内 泰樹 |
| 第1回幹事会 | 2016年7月20日（水） | 社会思想共同研究室 |
| 第2回幹事会 | 2017年2月24日（金） | 社会思想共同研究室 |

⑤ 渉外関係

特になし。

⑥ 学会ホームページ

セミナーと会報のページを設けた。事務局（助手）が管理。

*会計報告

旧哲学・社会思想研究会から引き継いだ現金（昨年残額2872円）の中から、6月に飲
料代591円、11月に飲料代998円支出し、カンパ140円あり、残額1423円。なお、
本学会は学会費を徴収しない。

（2）2017年度の活動計画

① 研究大会の開催

第21回大会（2017年6月3日）
第22回大会（2017年12月2日予定）

(第23回大会の準備 2018年6月第1土曜予定)

- ② 個人研究発表の募集の告知・・・年2回(11月、5月)、会報に掲載。
- ③ 「一哲学会報」の発行(年3回を予定)8月発行、11月発行、2018年5月発行
- ④ 会員名簿の整理・管理。
- ⑤ 次期総会の準備(2018年6月)、及び、次年度の事業の準備。
- ⑥ ホームページの管理。
- ⑦ 大会アンケートの実施(企画案等の募集)

(3) 学会幹事の提案

2017年度の幹事として以下の者を提案する。なお、院生幹事の交代、退任等は幹事会で承認する。*氏名の敬称略。

教員幹事 森村 敏己、大河内 泰樹

院生幹事 府川 純一郎、上田 尚徳、小倉 翔、高橋 駿仁、秋葉 峻介

助手幹事 干場 薫

学外幹事 明石 英人(駒澤大学)

*本学会の教員幹事は、旧研究会から引き継いだ輪番表(2003年3月5日決定)に基づき、負担が公平になるように、交替制で担当することになっている。ただし、輪番表に含める教員については、必要に応じて見直しをする。

| | 加藤 | 森村 | 大河内 | 平子 | 井頭 | 学外 |
|-------|----|----|-----|----|----|------|
| 2013年 | | | ◎ | ○ | ○ | 小谷英生 |
| 2014年 | ○ | | | ◎ | ○ | 小谷英生 |
| 2015年 | ○ | ○ | | | ◎ | |

| | 加藤 | 森村 | 大河内 | — | 井頭 | 学外 |
|-------|----|----|-----|---|----|------|
| 2016年 | ◎ | ○ | ○ | | | 明石英人 |

| | 加藤 | 森村 | 大河内 | 井頭 | 学外 |
|-------|----|----|-----|----|------|
| 2017年 | | ○ | ○ | | 明石英人 |
| 2018年 | | | ○ | ○ | |

◎は、代表幹事を表す。代表幹事1名は、2013年度から導入。

2017年度から、教員幹事を2名(学内)とする。

一橋大学哲学・社会思想学会

個人研究発表募集のご案内

2017年5月22日

2017年冬大会の個人研究発表を下記の通り募集します。会員の皆様の日ごろの研究
成果の発表の場として奮ってご応募ください。

【募集内容】

- 1) 第22回大会(2017年12月第1土曜予定)の個人研究発表
- 2) 発表形態 90分型:発表時間45分、質疑応答時間45分
60分型:発表時間30分、質疑応答時間30分
いずれも、任意のテーマ。
- 3) 募集人数 若干名(教員による査読あり)
※査読について採択基準参照のこと。
- 4) 募集期間 2017年6月12日(月)～7月9日(日)まで
- 5) 応募資格 本学会会員に限る(哲学・社会思想ゼミ生は会員。詳細は会則参
照のこと)。

【応募方法】

発表希望者は、下記の必要事項を「学会発表申込書」としてA4用紙に記入、募集期
間内に学会事務局までご提出ください(メールでの応募可)。

- 1) 氏名・フリガナ
- 2) 所属研究科・学年・所属ゼミ(課程修了者は出身ゼミと現在の所属)
- 3) 発表タイトルと発表要旨(1200字以内)
- 4) 発表形態の希望(90分型、または、60分型)
発表希望者は、90分型または60分型かのいずれかを選択してご応募ください。
ただし、当日の時間配分の都合上、調整する場合があります。
- 5) 連絡先メールアドレス(メールを使用しない場合は、住所と電話番号)

【提出先】

メール送信先 phil6h.kaorun@r.hit-u.ac.jp (事務局メールアドレス)
郵送先 〒186-8601 国立市中2-1 一橋大学社会学部社会思想共同研究室気付け
一橋大学哲学・社会思想学会 事務局あて

【採択基準】

1. 主題が明確であること。また、背景説明によりその意義を示すこと。
2. 主題に取り組む着眼点、アプローチを明確にすること。
3. 何をどこまで議論するのかを明確に示すこと。

応募結果は8月中にお知らせします。